

第七回国会 厚生委員會議録第二十二号

昭和二十五年四月五日（水曜日）

午後一時四十九分開議

出席委員

- 委員長代理理事 松永 佛骨君
- 理事青柳 一郎君 理事中川 俊思君
- 理事岡 良一君 理事金塚 孝君
- 理事金子與重郎君
- 榑谷仙次郎君 丸山 直友君
- 亘 四郎君 堤 ヴルヨ君

出席國務大臣

- 厚生大臣 林 謙治君

出席府委員

- 厚生事務官 久下 勝次君
- （医務局長）
- 厚生事務官 安田 巖君
- （保険局長）

委員外の出席者

- 參議院議員 中山 謙彦君
- 専門員 川井 章知君
- 専門員 引地亮太郎君

四月四日

委員伊藤憲一君辞任につき、その補欠として渡部義通君が議長の指名で委員に選任された。

四月四日

健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一五三三号）（予）の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

小委員の補欠選任に関する件
精神衛生法案（中山壽彦君外十四名提出、参法第三号）（予）
健康保険法等の一部を改正する法律

案（内閣提出第一五三三号）（予）
医療法の一部を改正する法律案（内閣提出第一四八号）（予）、

○松永委員長代理 これより會議を開きます。

まず小委員補欠の選任の件についてお諮りいたします。去る四月一日医療制度に関する小委員及び社会事業振興に関する小委員の渡部義通君が委員を辞任されたに伴い、医療制度に関する小委員会及び社会事業振興に関する小委員会において、おのおの小委員が一名欠員になつておりますので、この際その補欠の選任をいたしたいと存じますが、この選任の手續に關しましては、委員長より指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松永委員長代理 御異議なしと認め、再び委員に選任された渡部義通君を医療制度に関する小委員及び社会事業振興に関する小委員に指名いたします。

○松永委員長代理 次に健康保険法等の一部を改正する法律案を議題とし審査に入ります。まず政府の提案理由の説明を求めます。林厚生大臣。

健康保険法等の一部を改正する法律案
健康保険法等の一部を改正する法律

第一条 健康保険法（大正十一年法

律第七十号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「二十銭」を「八銭」に、同条第五項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

前項ノ場合ニ於テ徴収金額ノ一部ニ付納付アリタルトキハ其ノ納付ノ日以後ノ期間ニ係ル延滞金ノ計算ノ基礎トナルベキ徴収金額ハ其ノ納付アリタル徴収金額ヲ控除シタル金額ニ依ル

第二条 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のよう

第十二条第三項中「二十銭」を「八銭」に、同条第五項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

前項ノ場合ニ於テ徴収金額ノ一部ニ付納付アリタルトキハ其ノ納付ノ日以後ノ期間ニ係ル延滞金ノ計算ノ基礎トナルベキ徴収金額ハ其ノ納付アリタル徴収金額ヲ控除シタル金額ニ依ル

第三条 厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）の一部を次のよう

第十一条第五項中「二十銭」を「八銭」に、同条第七項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第五項の次に次の一項を加える。

前項ノ場合ニ於テ徴収金額ノ一部ニ付納付アリタルトキハ其ノ納付ノ日以後ノ期間ニ係ル延滞金ノ計算ノ基礎トナルベキ徴収金額ヲ控除シタル金額ニ依ル

算ノ基礎トナルベキ徴収金額ハ其ノ納付アリタル徴収金額ヲ控除シタル金額ニ依ル

附則
この法律は、公布の日から施行する。但し、改正後の健康保険法第十

一条第三項、船員保険法第十二条第三項及び厚生年金保険法第十一条第五項の規定は、昭和二十五年四月一日以後の期間に対応する延滞金について適用する。

○林國務大臣 ただいま議題となりました健康保険法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

健康保険、船員保険及び厚生年金保険におきましては、保険料等を滞納いたしました場合の延滞金の割合は、従来から大体国税徴収法と同一歩調をとつて参つたのでありますが、このたび国税徴収法の一部が改正されましたので、その趣旨に同調いたしました。延滞金の割合二十銭を八銭に引下げたいと存する次第であります。

また徴収金額の一部について納付があつた場合には、その日以後の期間にかかる延滞金は、従来から納付済額を差引いた額について計算するよう取扱つておつたのでありますが、この際これを明確に規定いたしたいと存する次第であります。

何とぞよろしく御審議の上、すみやかに可決されるようお願い申し上げます。なお詳細は政府委員からお答えをす

ることにいたします。

○松永委員長代理 本案に対して御質疑はございませんか。御質疑がないようでございますから、この審議は次會にいたしたいと思ひます。

○松永委員長代理 次に精神衛生法案を議題として審査に入ります。まず提案者より提案理由の説明をしていただきますことにいたします。

精神衛生法案
右成規により發議する。

昭和二十五年三月三十一日

發議者

- 中山 壽彦 竹中 七郎
- 塚本 重蔵 藤森 真治
- 中平常太郎 草葉 隆園
- 谷口弥三郎 井上なつゑ
- 山下 義信 堀井 伊介
- 小杉 イ子 今泉 政喜
- 岡元 義人 石原幹市郎
- 穂積真六郎

精神衛生法

月次

第一章 總則（第一条—第三条）

第一条（この法律の目的）

第二条（国及び地方公共団体の義務）

第三条（定義）

第二章 施設（第四条—第十二条）

第四条（都道府県立精神病院）

第五条（指定病院）

第六条 (国の補助)
 第七条 (精神衛生相談所)
 第八条 (国の補助)
 第九条 (許可)
 第十条 (名称の独占)
 第十一条 (同罰規定)
 第十二条 (省令への委任)
 第十三条 精神衛生審議会 (第十三条 第十七条)
 第十四条 (設置)
 第十五条 委員の数、任期及び任命
 第十六条 (権限)
 第十七条 (省令への委任)
 第十八条 精神衛生鑑定医 (第十八条 第十九条)
 第十九条 (精神衛生鑑定医)
 第二十条 (実費弁償及び報酬)
 第二十一条 医療及び保護 (第二十条 第二十一条)
 第二十二条 (保護義務)
 第二十三条 (診察及び保護の申請)
 第二十四条 (警察官の通報等)
 第二十五条 (検察官の通報)
 第二十六条 (矯正保護施設の長の通報)
 第二十七条 (精神衛生鑑定医の診察)
 第二十八条 (診察の通知)
 第二十九条 (知事による入院措置)
 第三十条 (費用の負担及び補助)
 第三十一条 (費用の徴収)
 第三十二条 (訴訟)
 第三十三条 (保護義務者の同意による入院)

第三十四条 (仮入院)
 第三十五条 (家庭裁判所の許可)
 第三十六条 (届出)
 第三十七条 (知事の審査)
 第三十八条 (行動の制限)
 第三十九条 (無断退去者に対する措置)
 第四十条 (退院及び仮退院)
 第四十一条 (保護義務者の引取義務等)
 第四十二条 (訪問指導)
 第四十三条 (保護拘束)
 第四十四条 (保護拘束の期間)
 第四十五条 (指導)
 第四十六条 (保護拘束の変更及び廃止)
 第四十七条 (行方不明者に対する措置)
 第四十八条 (施設以外の収容禁止)
 第四十九条 (医療及び保護の費用)
 第五十条 (刑又は保護処分の実行との関係)
 附則
 第一章 総則
 (この法律の目的)
 第一条 この法律は、精神障害者の医療及び保護を行い、且つ、その発生の予防に努めることによつて、国民の精神的健康の保持及び向上を図ることを目的とする。
 (国及び地方公共団体の義務)
 第二条 国及び地方公共団体は、医療施設、教育施設その他福祉施設を充実することによつて精神障害者が社会生活に適應することができるとともに、精神衛生に関する知識の普及を図る

等精神障害者の発生を予防する施策を講じなければならない。
 (定義)
 第三条 この法律で「精神障害者」とは、精神病者(中毒性精神病者を含み)、精神薄弱者及び精神病質者をいう。
 第二章 施設
 (都道府県立精神病院)
 第四条 都道府県は、精神病院を設置しなければならない。但し、第五条の規定による指定病院がある場合においては、厚生大臣の承認を得て、その設置を延期することができる。
 2 都道府県が精神病院を設置し、又はその施設を増築し若しくは改築しようとするときは省令の定めるところにより、設備、構造その他設置計画の概要について厚生大臣の承認を受けなければならない。
 3 この法律施行の際、現に存する都道府県の設置している精神病院については、前項の規定による承認があつたものとみなす。
 (指定病院)
 第五条 都道府県知事は、国及び都道府県以外の者が設置した精神病院又は精神病院以外の病院に設けられていて、精神病室の全部又は一部を、その設置者の同意を得て、都道府県が設置する精神病院に代る施設(以下「指定病院」という)として指定することができる。
 2 都道府県知事は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、省令の定めるところにより、厚生大臣の承認を受けなければならない。

3 この法律施行の際、現に精神病院法(大正八年法律第二十五号)第七条の規定により代用されている公私立精神病院については、前二項の規定による指定があつたものとみなす。
 (国の補助)
 第六条 国は、都道府県が設置する精神病院及び精神病院以外の病院に設ける精神病室の設置及び運営(第三十条の規定による場合を除く。)に要する経費に対して、政令の定めるところにより、その二分の一を補助する。
 (精神衛生相談所)
 第七条 都道府県又は保健所法(昭和二十二年法律第一号)第一条の規定に基く政令で定める市(以下「指定市」という)は、厚生大臣の承認を受けて精神衛生相談所を設置することができる。
 2 精神衛生相談所は、精神衛生に関する相談及び指導を行い、又精神衛生に関する知識の普及を図る施設とする。
 (国の補助)
 第八条 国は、都道府県又は指定市が前条の施設を設置したときは、その設置及び運営に要する経費に對して政令の定めるところにより、その二分の一を補助する。
 (許可)
 第九条 国、都道府県及び指定市以外の者は精神衛生相談所を設置しようとするときは、厚生大臣の許可を受けなければならない。
 2 前項の規定に違反した者は、二万円以下の過料に処する。

(名称の独占)
 第十条 この法律による精神衛生相談所でない限り、その名称のうち「精神衛生相談所」という文字又はこれに類似する文字を用いてはならない。
 2 前項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。
 (罰則規定)
 第十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し各本条の過料を科する。
 (省令への委任)
 第十二条 この法律で定めるものの外、精神衛生相談所に関して必要な事項は、省令で定める。
 第三章 精神衛生審議会
 (設置)
 第十三条 精神衛生に関する事項を調査審議させるため、厚生省の附屬機関として精神衛生審議会を置く。
 (委員の数、任期及び任命)
 第十四条 精神衛生審議会の委員は十五人とし、その任期は三年とする。
 2 委員は、精神衛生に關し學識経験ある者及び關係行政機關の公務員のうちから、厚生大臣が任命する。
 (権限)
 第十五条 精神衛生審議会は、厚生大臣の諮問に答える外、精神障害者に関する原因の除去、精神障害者の診察及び治療の方法の改善、精

精神障害者発生の予防措置その他精神衛生に關して關係大臣に意見を具申する。

第十六条 精神衛生審議会は、關係行政機關に対し所屬職員の出席、説明及び資料の提出を求めることが出来る。

(省令への委任)
第十七条 精神衛生審議会の運営に關し必要な事項は省令で定める。

第四章 精神衛生鑑定医

(精神衛生鑑定医)

第十八条 厚生大臣は、精神障害の診断又は治療に關し少くとも三年以上の経験がある医師のうちから、その同意を得て精神衛生鑑定医を指定する。

2 精神衛生鑑定医は、都道府県知事の監督のもとに、この法律の施行に關し精神障害の有無並びに精神障害者につきその治療及び保護を行う上において入院を必要とするかどうかの判定を行う。

3 精神衛生鑑定医は、前項の職務の執行に關しては法令により公務に従事する職員とみなす。

(実費弁償及び報酬)
第十九条 都道府県知事は、精神衛生鑑定医に対し精神障害に關する診察をさせたときは、条例の定めるところにより、その診察に要した実費を弁償し、且つ、相当額の報酬を支給する。

第五章 医療及び保護

(保護義務者)

第二十条 精神障害者については、その後見人、配偶者、親権を行う者及び扶養義務者が保護義務者となる。但し、左の各号の一に該当

- 一 行方の知れない者
 - 二 当該精神障害者に対して訴訟をしていない者、又はした者並びにその配偶者及び直系血族が家庭裁判所で免ぜられた法定代理人又は保佐人
 - 四 破産者
 - 五 禁治産者及び准禁治産者
 - 六 未成年者
- 2 保護義務者が数人ある場合において、その義務を行うべき順位は、左の通りとする。但し、本人の保護のため特に必要があると認められる場合には、後見人以外の者について家庭裁判所は利害關係人の申立によりその順位を変更することが出来る。
- 一 後見人
 - 二 配偶者
 - 三 親権を行う者
 - 四 前二号の者以外の扶養義務者のうちから家庭裁判所が選任した者
- 2 前項但書の規定による順位の変更及び同項第四号の規定による選任は家事審判法(昭和二十二年法律第五十二号)の適用については、同法第九条第一項甲類に掲げる事項とみなす。
- 第二十一条 前条第二項各号の保護義務者がないとき又はこれらの保護義務者がその義務を行うことができないときはその精神障害者の居住地を管轄する市町村長(特別区の長を含む。以下同じ)、居住地区の長又は明らかでないときはその精神障害者の現在地を管轄する市町村長が保護義務者となる。

第二十二條 保護義務者は、精神障害者に治療を受けさせるとともに、精神障害者自身を傷つけ又は他人に害を及ぼさないように監督し、且つ、精神障害者財産上の利益を保護しなければならない。

2 保護義務者は、精神障害者の診断が正しく行われるよう医師に協力しなければならない。

3 保護義務者は、精神障害者に医療を受けさせるに當つては、医師の指示に従わなければならない。

(診察及び保護の申請)
第二十三条 精神障害者又はその疑のある者を知つた者は、誰でも、その者について精神衛生鑑定医の診察及び必要な保護を都道府県知事に申請することが出来る。

2 前項の申請をするには、左の事項を記載した申請書をもよりの保健所長を経て都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所、氏名及び生年月日
- 二 本人の現在場所、氏名、性別及び生年月日
- 三 症状の概要
- 四 現に本人の保護の任に當つて居る者があるときはその者の住所及び氏名

3 虚偽の事実を具して第一項の申請をした者は、六ヶ月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

(警察官の通報等)
第二十四条 警察官又は警察吏員は、警察官等職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)第三十二条の規定により精神障害者又はその疑ある者を保護した場合において

は、直ちに、もよりの保健所長に通報しなければならない。

2 保健所長は、前項の通報を受けたときは、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

(検査官の通報)
第二十五条 検査官は、被疑者又は被告人について精神障害があると認めるときは、当該事件について不起訴処分をし又は裁判(懲役、禁錮又は拘留の刑を言い渡し執行猶予の言渡をしない裁判を除く)が確定した後、すみやかに、その旨を都道府県知事に通報しなければならない。

(矯正保護施設の長の通報)
第二十六条 矯正保護施設(拘留所、刑務所、少年刑務所、少年院及び少年保護鑑別所をいう。以下同じ)の長は、精神障害者又はその疑のある収容者を釈放、退院又は退所させようとするときは、あらかじめ、左の事項を本人の(居住地がない場合は当該矯正保護施設の所在地)の都道府県知事に通報しなければならない。

- 一 本人の居住地、氏名、性別及び生年月日
- 二 症状の概要
- 三 釈放、退院又は退所の年月日
- 四 引取人の住所及び氏名

(精神衛生鑑定医の診察)
第二十七条 都道府県知事は、前四条の規定により申請又は通報のある者について調査の上必要があるとき、精神衛生鑑定医をして診察させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により診察をさせる場合には、当該吏員を立ち合わせなければならない。

3 精神衛生鑑定医及び前項の当該吏員は、前二項の職務を行うに當つて必要な限度においてその者の居住する場所に立ち入ることが出来る。

4 前項の規定に於てその者の居住する場所へ立ち入る場合には、精神衛生鑑定医及び当該吏員は、その身分を示す証票を携帯し、關係人の請求があるときはこれを呈示しなければならない。

5 第一項の規定による診察を拒み、妨げ、若しくは忌避した者又は第三項の規定による立入を拒み若しくは妨げた者は、一万円以下の罰金に処する。

(診察の通知)
第二十八条 都道府県知事は、前条第一項の規定により診察をさせるに當つて現に本人の保護の任に當つて居る者がある場合には、あらかじめ、診察の日時及び場所をその者に通知しなければならない。

2 後見人、親権を行う者、配偶者その他現に本人の保護の任に當つて居る者は、前条第一項の診察に立ち会うことができる。

(知事による入院措置)
第二十九条 都道府県知事は、第二十七条の規定による診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、且つ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認め

たときは、本人及び関係者の同意がなくても、その者を国若しくは都道府県の設置した精神病院（精神病院以外の病院に設けられている精神病室を含む。以下同じ。）又は指定病院に入院させることができる。

2 前項の場合において都道府県知事がその者を入院させるには、二人以上の精神衛生鑑定医の診察を経て、その者が精神障害者であり且つ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のため自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めることについて、各種精神衛生鑑定医の診察の結果が一致した場合でなければならぬ。

3 国又は都道府県の設置した精神病院の長は、病床（病院の一部について第五条の指定を受けている指定病院にあつてはその指定にかかる病床）にすでに第一項の規定により入院をさせた者がいるため余裕がない場合の外は、前項の精神障害者を収容しなければならぬ。

4 この法律施行の際、現に精神病院法第二条の規定によつて入院中の者は、第一項の規定によつて入院したものとみなす。

2 国は、前項の規定により都道府県が支出する経費に対し、政令の定めるところにより、その二分の一を補助する。

（費用の徴収）

第三十一条 都道府県知事は、第二十九条の規定により入院させた精神障害者又はその扶養義務者が入院に要する費用を負担することができるものと認めるときは、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

（訴願）

第三十二条 第二十九条又は前条の規定により都道府県知事のした処分不服がある者は、訴願法（明治二十三年法律第五号）の定めるところにより、その処分を受けた日から六十日以内に厚生大臣に対し訴願をすることができる。

（保護義務者の同意による入院）

第三十三条 精神病院の長は、診察の結果精神障害者であると診断した者につき、医療及び保護のため入院の必要があると認めるときは、本人の同意がなくともその者を入院させることができる。

（仮入院）

第三十四条 精神病院の長は、診察の結果精神障害者の疑があつてその診断に相当の時日を要すると認める者を、その後見人、配偶者、親権を行う者その他の扶養義務者の同意がある場合には、本人の同意がなくても、三週間を超えない期間、仮に精神病院へ入院させることができる。

（家庭裁判所の許可）

第三十五条 前二条の同意者が後見人である場合において前二条の同意をするには、民法（明治二十九

年法律第八十九号）第八百五十八条第二項の規定の適用を除外するものではない。

（届出）

第三十六条 精神病院の長は、第三十三条又は第三十四条の規定による措置をとつたときは、十日以内に左の事項を入院について同意を得た者の同意書を添え、もよりの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

一 本人の住所、氏名、性別及び生年月日

二 診察の年月日

三 病名及び症状の概要

四 同意者の住所、氏名及び続柄

五 入院又は仮入院の年月日

2 前項の規定に違反した者は、五千円以下の科料に処する。

（知事の審査）

第三十七条 都道府県知事は、前条の届出があつた場合において調査の上必要があると認めるときは、第三十三条又は第三十四条の規定により入院又は仮入院をした者について二人以上の精神衛生鑑定医に診察をさせ各精神衛生鑑定医の診察の結果が入院を継続する必要があることに一致しない場合には、当該精神病院の長に対し、その者を退院させることを命ずることができる。

2 前項の命令に違反した者は、三年以下の徴役又は五万円以下の罰金に処する。

（行動の制限）

第三十八条 精神病院の長は、入院中又は仮入院中の者につき、その医療又は保護に欠くことのできな

い限度において、その行動について必要な制限を行うことができる。

（無断退去者に対する措置）

第三十九条 精神病院の長は、入院中又は仮入院中の者で自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあるものが無断で退去しその行方が不明になつたときは、所轄の警察署長に左事項を通知してその探索を求めることができる。

一 退去者の住所、氏名、性別及び生年月日

二 退去の年月日及び時刻

三 症状の概要

四 退去者を発見するために参考となるべき人相、服装その他

の事項

五 入院年月日

六 保護義務者又はこれに準ずる者の住所及び氏名

（退院及び仮退院）

第四十条 第二十九条の規定により精神病院に収容された精神障害者の長は、その精神障害者の症状に照し入院を継続する必要があると認めるときは、都道府県知事の許可を得て退院させることができる。

2 前項の病院長は、入院中の精神障害者の症状に照しその者を一時退院させて経過を見ることが適当であると認めるときは、都道府県知事の許可を得て、六箇月を超えない期間を限り仮に退院させることができる。

（保護義務者の引取義務等）

第四十一条 保護義務者は、前条の規定により退院又は仮退院する者

を引き取り、且つ、仮退院した者の保護に當つては当該精神病院の長の指示に従わなければならない。

（訪問指導）

第四十二条 都道府県知事は、第二十七条の規定による診察の結果精神障害者であると診断された者で第二十九条の規定による入院をさせられなかつたもの、及び第四十条の規定による退院者でなお精神障害が続いているものについて、必要に応じて、当該吏員又は都道府県知事が指定した医師をしてその者を訪問し精神衛生に関する適当な指導をさせなければならない。

（保護拘束）

第三十三条 自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれのある精神障害者が入院を要するものがある場合において、直ちにその者を精神病院に収容することができないやむを得ない事情があるときは、精神障害者の保護義務者は、都道府県知事の許可を得て、精神病院に入院させるまでの間、精神病院以外の場所で保護拘束をすることができる。

2 前項の許可を得ようとする者は、左の事項を記載した申請書に医師の診断書を添え、もよりの保健所長を経て都道府県知事に申請しなければならない。

一 本人の住所、氏名、性別及び生年月日

二 保護拘束をした者の住所、氏名及び続柄

三 保護拘束の理由

四 保護拘束開始の年月日及び時

刻

五 保護拘束の場所

六 保護拘束の方法

3 都道府県知事は、前項の申請があつたときは、すみやかに、精神衛生鑑定医に診察をさせた上許可するかどうかを決定し、その結果を申請者に通知しなければならない。

4 前項の規定により許可をするには、二人以上の精神衛生鑑定医の診察を経て、その者が精神障害者であり、且つ、医療及び保護のために入院をされなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めることについて、各精神衛生鑑定医の診察の結果が一致した場合でなければならない。

4 都道府県知事は、前項の期間内に、当該精神障害者で引き続き保護拘束の必要があるものについて、国若しくは都道府県の設置した精神病院又は指定病院に収容する措置をとらなければならない。

4 都道府県知事は、保護拘束の期間は、保護拘束を始めた日から起算して二箇月を超えなければならない。

4 都道府県知事は、前項の期間内に、当該精神障害者で引き続き保護拘束の必要があるものについて、国若しくは都道府県の設置した精神病院又は指定病院に収容する措置をとらなければならない。

4 都道府県知事は、保護拘束の期間は、保護拘束を始めた日から起算して二箇月を超えなければならない。

4 都道府県知事は、前項の期間内に、当該精神障害者で引き続き保護拘束の必要があるものについて、国若しくは都道府県の設置した精神病院又は指定病院に収容する措置をとらなければならない。

4 都道府県知事は、保護拘束の期間は、保護拘束を始めた日から起算して二箇月を超えなければならない。

4 都道府県知事は、前項の期間内に、当該精神障害者で引き続き保護拘束の必要があるものについて、国若しくは都道府県の設置した精神病院又は指定病院に収容する措置をとらなければならない。

4 都道府県知事は、保護拘束の期間は、保護拘束を始めた日から起算して二箇月を超えなければならない。

4 都道府県知事は、前項の期間内に、当該精神障害者で引き続き保護拘束の必要があるものについて、国若しくは都道府県の設置した精神病院又は指定病院に収容する措置をとらなければならない。

4 都道府県知事は、保護拘束の期間は、保護拘束を始めた日から起算して二箇月を超えなければならない。

(保護拘束の変更及び廃止)

第四十六条 保護拘束を行う者が保護拘束の場所又は方法を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 保護拘束を行う者が保護拘束を廃止したときは、三日以内に廃止の年月日及び時刻をもよりの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

3 第一項の規定に違反した者は五万円以下の罰金に処し、第二項の規定に違反した者は五千円以下の料りに処する。

(行方不明者に対する措置)

第四十七条 保護拘束を受けている者が行方不明になつたときは、保護拘束を行つてゐる者は、すみやかに、その旨をもよりの保健所長を経て都道府県知事に届け出るとともに、もよりの警察署長に届け出てその探索を求めなければならない。

2 前項の届書には左の事項を記載しなければならない。

一 本人の住所、氏名、性別及び生年月日

二 症状の概要

三 保護拘束を行つてゐる者の住所及び氏名

四 本人を発見するために参考となるべき人相、服装その他の事項

五 行方不明になつた年月日及び時刻

(施設以外の収容禁止)

第四十八条 第四十三条の規定による保護拘束を行う場合の外は、精神病院又は他の法律により精神障害者を収容することのできる施設以外の場所に精神障害者を収容してはならない。

精神病者監護法(明治三十三年法律第三十八号)及び精神病院法(大正八年法律第二十五号)は廃止する。但し、この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 この法律施行の際、現に精神病者監護法(明治三十三年法律第三十八号)第九条の規定により私宅監置をしてゐる者については、精神病院に入院させることができないうやむを得ない事情があるときに限り、この法律施行後一年間従前の例によることができる。

(医療及び保護の費用)

第四十九条 保護義務者が精神障害者の医療及び保護のために支出する費用は、当該精神障害者又はその扶養義務者が負担する。

2 第二十一条の規定によつて市町村長が保護義務者となる場合において、その医療及び保護に要する費用について当該精神障害者又はその扶養義務者が負担することができないときは、その保護を行つた市町村(特別区を含む。)を管轄する都道府県がその費用を負担する。

(刑又は保護処分との関係)

第五十条 この章の規定は、刑又は保護処分等の執行のため精神障害者又はその疑のある者を矯正保護施設に収容することを妨げるものではない。

2 第二十六条及び第二十七条の規定を除く外、この章の規定は矯正保護施設に収容中の者には適用しない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 精神病者監護法(明治三十三年法律第三十八号)及び精神病院法(大正八年法律第二十五号)は廃止する。但し、この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十条 この章の規定は、刑又は保護処分等の執行のため精神障害者又はその疑のある者を矯正保護施設に収容することを妨げるものではない。

2 精神病者監護法(明治三十三年法律第三十八号)及び精神病院法(大正八年法律第二十五号)は廃止する。但し、この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 精神病者監護法(明治三十三年法律第三十八号)第九条の規定により私宅監置をしてゐる者については、精神病院に入院させることができないうやむを得ない事情があるときに限り、この法律施行後一年間従前の例によることができる。

(医療及び保護の費用)

第四十九条 保護義務者が精神障害者の医療及び保護のために支出する費用は、当該精神障害者又はその扶養義務者が負担する。

2 第二十一条の規定によつて市町村長が保護義務者となる場合において、その医療及び保護に要する費用について当該精神障害者又はその扶養義務者が負担することができないときは、その保護を行つた市町村(特別区を含む。)を管轄する都道府県がその費用を負担する。

(刑又は保護処分との関係)

第五十条 この章の規定は、刑又は保護処分等の執行のため精神障害者又はその疑のある者を矯正保護施設に収容することを妨げるものではない。

2 第二十六条及び第二十七条の規定を除く外、この章の規定は矯正保護施設に収容中の者には適用しない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 精神病者監護法(明治三十三年法律第三十八号)及び精神病院法(大正八年法律第二十五号)は廃止する。但し、この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十条 この章の規定は、刑又は保護処分等の執行のため精神障害者又はその疑のある者を矯正保護施設に収容することを妨げるものではない。

○中山参議院議員 提案理由の御説明

現在精神衛生に関する法律といたしましては、精神病者監護法と精神病院法の二つがございませう。精神病者監護法は明治三十三年の制定にかゝるものであり、また精神病院法は大正六年につくられたものであります。前者につきましては制定されてから五十二年間、後者につきましては制定後三十二年間、その間に一回も改正を見ずして今日に至つてゐるのであります。當時の精神病者の推定数は十万人いし二十万と言われておりましたが、今日においてはその数六十四万人に及び、なお今回の法案で精神障害者として対象といたしました精神薄弱者及び精神病質者を加えますと、実に三百三十四万人ないし四百万人の多きに及ぶことになるのであります。かく精神衛生の面における治療及び保護対象が増加いたしました、また精神医学とその間に急速の進歩をいたして来たにもかかわらず、これを規律する法律はいまだに明治年間の衣を着たままであります。

精神病者監護法はもつぱら精神病者

精神病者監護法はもつぱら精神病者

精神病者監護法はもつぱら精神病者

精神病者監護法はもつぱら精神病者

精神病者監護法はもつぱら精神病者

精神病者監護法はもつぱら精神病者

精神病者監護法はもつぱら精神病者

精神病者監護法はもつぱら精神病者

精神病者監護法はもつぱら精神病者

精神病者監護法はもつぱら精神病者

精神病者監護法はもつぱら精神病者

の不法監禁を防止することを主たる内容とするものでありまして、題名は監護法であります。実質は精神病者の監置法ともいふべきものであります。すなわち精神病者を監置できる者を保護義務者に限つたことがそのねらいでありまして、いわゆる座敷牢の制度を特定のものにして合法化したものとも言えるのであります。しかし座敷牢制度の制限だけでは精神病者は救われぬことも明らかであり、それから十七年後に制定された精神病院法は、精神病院を府県に設置し、犯罪傾向のある精神病患者、身寄りのない精神病患者を収容することにいたしましたのであります。

この二つの法律によつてまかなわれて来た精神衛生行政の現状を見ますると、現在全国における公立及びこれに代用される精神病院のベット数は二万床を持つにすぎません。欧米における施設は人口二百人ないし五百人に対して一つの率でベットを整備いたしております。わが国の現状は人口四千人に対して一つの率でありますから、これを国際水準に比べますと、いまだその十分の一を満たすにすぎないのであります。このベット数の不足から、現在病院に収容することができず、座敷牢におられる実情であります。健全な社会の発展のためには、身体に対する衛生と並んで、精神衛生が不可欠であることは申すまでもございませぬ。それは車の両輪ともいふべきものでございませぬ。

ここに提案しようとしたします精神衛生法案は、この立遅れ、取残されて来た精神衛生行政の車を一刻も早く前進させまして、心身ともに健康なフランスのとれた国民社会が達成されることを願つたものであります。

法案の大要について申し上げます。第一に、この法案は、いやくも正常な社会生活を破壊する危険のある精神障害者全般をその対象としてつかむこととしたしました。従来の狭義の精神病患者だけでなく、精神薄弱者及び精神病質者をも加えたのであります。

第二に、従来の座敷牢による私宅監置の制度を廃止して、長期にわたつて自由を拘束する必要のある精神障害者は、精神病院または精神病室に収容することを原則といたしました。これのために精神病院の設置を都道府県の責任とし、また入院を要する者で経済的能力のない者については、都道府県において入院措置を講ずることとし、国家はこれらの費用の二分の一を補助することとしたしました。

第三に、医療及び保護の必要な精神障害者については、警察官、検察官、刑務所その他の矯正保護施設の長のよう、職務上精神障害者を取扱うことの多い者には通報義務を負わせるほか、一般人はたれでも知事に医療保護の申請ができることにして、その医療保護が必要であるにかかわらず与えられざるべきを期して、国民のすべて協力する態勢をつくりたいと考へたのであります。

第四に、人権蹂躪の措置を防止するため、精神病院への収容にあつては、真の病氣以外の理由が介入しないように注意いたしました。すなわち精神衛生鑑定医の制度を新たに設け、その二人以上の鑑定的一致あることを病院収容の条件としたのであります。

第五に、自宅において療養する精神障害者に対して巡回指導の方法を講ずるほか、精神衛生相談所を設けまして、誤つた療養による弊害を防止するとともに、さらに進んで精神衛生に関する知識の普及に一般の努力を払ふこととしたしました。

第六に、精神衛生行政の推進と一層の改善をはかるため、精神衛生審議会を厚生省の付属機関として設置し、関係行政庁及び専門家の協力によつてこの法律の施行の万全を期することとしたしました。

以上が精神衛生法案に盛り込まれた内容の大要でございます。何とぞ慎重御審議の上御可決あらんことをお願いいたします。

○松永委員長代理 本案に対しまして御質疑はございませんか——別に御質疑もないようでありますから、次に医療法の一部を改正する法律案を議題にいたします。

御質疑はありませんか——御質疑もないようでありますから本日はこの程度で散会いたします。次会は公報をもつてお知らせ申し上げます。

午後二時一分散会